

鳥取県告示第386号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ伯耆

西伯郡伯耆町大殿952、953、995-1から995-3まで、996-1、1001、1001-1、1002-1から1002-3まで、1003から1003-2まで、1004-1、1004-2、1004-5、1019-1、1021-3、1022-1から1022-3まで、1023-1、2333、2335から2348まで、2350、2351、2352-2、2415、2416、2418から2420まで及び2422

2 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社ジュンテンドー 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後8時

株式会社フーズマーケットホック 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

株式会社セリア 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社ライフオート 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

変更後 株式会社ジュンテンドー 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後8時

株式会社フーズマーケットホック 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

株式会社セリア 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社ライフオート 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時

3 変更年月日

平成22年6月7日

4 変更する理由

株式会社ライフオートのお客様の利便向上のため、開店時刻を変更する。

5 届出年月日

平成22年6月1日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年6月15日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡伯耆町吉長37-3

伯耆町地域再生戦略課経営企画室

9 意見書の提出

伯耆町の区域内に居住する者、伯耆町において事業活動を行う者、伯耆町の区域をその地区とする商工会その他の伯耆町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。